

日時・場所	令和元年12月16日（月）8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、吉川病院事務部長、小山総務部長、三上総務部政策監、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、野崎都市建設部長、遠藤環境経済部長、杉本教育部長、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- ・本日の議題にもある来年度当初予算の要求状況について、大枠は例年並みだが、来年度は様々な状況が変化するため、厳しい状況である。来年度に向けてということだけでなく、現年度の予算もそういった認識で執行してもらいたい。

要素としては、幼児教育の無償化で国からどれだけ財源が補填されるのか見えていないこと、会計年度任用職員制度の開始でかなりの支出が見込まれるが詳細が見えていないこと、消費税増税の影響、合併後の交付税の特例算定がなくなること等があり、もう一段厳しくなる。

必要なものは必要だが、様々な要素によってこれまでより状況が厳しくなっているので、現在の予算執行も含めて、こうした状況を認識する中で、いかに効率よく事業やサービスを提供できるかという前提で物事を考えてもらいたい。

2. 議題

① 令和2年度予算編成経過 当初要求の状況について（速報値）

野洲市では、予算を編成するにあたり、予算編成過程の透明化及び市民協働による予算編成を目的としてその経過を公表しており、令和2年度当初予算の要求状況についても資料のとおり公表する。

② 野洲特定空家集合住宅解体工事の入札に係る審議結果について

令和元年11月25日開催の令和元年度第2回野洲市入札監視委員会において審議された野洲特定空家集合住宅解体工事に係る入札の結果について、当該工事の発注について適切に処理されているとの判断がされたためお知らせする。

③ 委任専決処分 の報告について

平成30年度において、固定資産税の住宅用地特例の適用漏れによる減額分の還付及び遅延損害金を加算した損害賠償金について議会の議決を経て支払をしていたところであるが、対象者4名のうち受領を保留されていた1名について今般承諾が得られたため、委任専決処分により損害賠償金を支払うもの。

④ 民生委員・児童委員の一斉改選の結果について

12月1日付けで民生委員・児童委員の一斉改選が行われ、113名に委嘱を行ったので報告する。

⑤ 「(仮称) 特別養護老人ホーム野洲篠原すみれ園」の整備工程と開設見込み時期の報告について

「(仮称) 特別養護老人ホーム野洲篠原すみれ園」の整備工程と開設見込み時期の報告について、選定事業者である(社福)すみれ厚生会から報告があったのでお知らせする。入札の不調が

あったことや建築資材の確保が難しい状況であることから、開設は当初計画から 11 ヶ月遅れ、令和 3 年 3 月の予定となっている。

⑥（仮称）新永原第 2 団地整備計画について

市営住宅長寿命化計画に基づき永原第 2 団地（4 棟）の建替えを令和 4 年度から実施する予定であるため、その概要について報告する。この整備により、目標計画戸数の不足分を解消する予定である。

⑦ 野洲市災害廃棄物処理計画（案）のパブリックコメントの実施等について

災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図るとともに早期の復旧・復興に資することを目的として、野洲市災害廃棄物処理計画（案）を策定し、パブリックコメントを実施する。

また、市の一般廃棄物最終処分場である蓮池の里第二処分場の埋め立て完了は令和 16 年度の見込みだが、災害廃棄物の発生を考慮したうえで今後継続的かつ安定的に廃棄物の適正処理（最終処分）を行う必要があるため、次期一般廃棄物最終処分場の整備の必要性について報告する。
→最終処分場の件は、全協には資料を添付するが、パブリックコメントには添付しない。

⑧ 「（仮称）野洲市商工業振興基本条例（案）」の内容に係るパブリックコメントの結果について

「（仮称）野洲市商工業振興基本条例（案）」の内容に係るパブリックコメントについて、意見提出件数は 0 件だったため報告する。

⑨ 野洲市余熱利用施設条例の一部を改正する条例について

野洲市余熱利用施設の所管を教育委員会とし利用料金の上限を定めるため、野洲市余熱利用施設条例等の該当部分を改正しようとするもの。

→調整会議において、第 1 条から「地域活性化」の文言を削除しても良いのかとの意見があったが、どのようにすべきか。

→「地域活性化」は残しておくべきであり、「健康の増進及びスポーツの振興を通じて地域活性化を図るため」としてはどうか。

→そのように改める。

→第 4 条も第 1 条と同様に「健康の増進」を入れるべきではないか。

→第 1 条と整合させるように改める。

⑩ 野洲市使用料条例の一部を改正する条例について

野洲市余熱利用施設整備に伴い野洲市総合体育館トレーニング室の運営を見直すことから、野洲市使用料条例のうち該当部分を改正しようとするもの。

→調整会議で指摘のあった減免率の「%」表記は問題なかったか。

→総務課の行政選挙担当と相談中である。現在、他の例規でも表記が混在しており、統一するよう検討されているところである。

→11 月全協で報告した際に意見はなかったか。

→特に意見はなかった。

① 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市余熱利用施設）

野洲市余熱利用施設整備運営事業契約により野洲すいむ8 NEXT-PFI 株式会社を指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるもの。指定管理期間は施設の引渡しの日から令和 24 年 3 月 31 日までとする。

② 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市農村環境改善センター）

野洲市余熱利用施設整備運営事業契約により野洲すいむ8 NEXT-PFI 株式会社を指定管理者として指定することについて議会の議決を求めるもの。

③ 全員協議会への提出事項

報告事項 13 件、連絡事項 4 件を 12 月 20 日全員協議会に提出する。内容に誤りがないか確認願う。

3. その他伝達事項

- 12 月 20 日の議会最終日に、追加議案で訴訟に係る弁護士費用着手金等の予算案を提出する。（政策調整部）

4. 次回部長会議の予定

12 月 23 日（月）8:45～ 庁議室